

介護保険サービス利用までの流れ

通常のケース

介護認定の申請



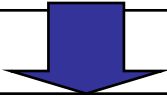
訪問調査
主治医意見書の作成依頼



訪問調査結果・主治医意見書
の内容確認



介護認定審査会
→介護度の確定



ケアプランの作成



サービスの利用開始

末期がん等の方

介護認定の申請



暫定ケアプランの作成



訪問調査（申請日から5日以内）
主治医意見書の作成依頼



サービスの利用開始
（退院と同時に介護サービス
が受けられます。）



訪問調査結果・主治医意見書
の内容確認



介護認定審査会
→介護度の確定



ケアプランの確定

状況により前後

入院

在宅（退院）

訪問介護・訪問看護・福祉用具貸与・住宅改修等のサービス利用

- 新規の介護認定については、申請日に遡って有効なものになります。
- 暫定ケアプランの作成については、居宅介護支援事業所（8事業所）に協力をお願いします。
- 居宅介護支援事業所には本人（家族）が直接状況を相談することになります。

約30日間